

『東大和市公共施設等総合管理計画』（案）に対する

パブリックコメントを実施します。

東大和市では、『東大和市公共施設等総合管理計画』の策定を進めています。この度、『東大和市公共施設等総合管理計画』（案）をまとめたので、お知らせするとともに、皆さんから広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 東大和市公共施設等総合管理計画策定の目的

身の回りにある学校や道路といった公共施設等は、昭和30年代から昭和50年代前半にかけて集中的に整備されてきました。その結果、今後いっせいに大規模な修繕や建替えを実施しなければならない時期を迎えます。

また、人口減少や少子高齢化を踏まえ、公共施設等のサービス内容や将来的に必要な数量等についても、見直しが必要となっています。

こうした中で、国においては、平成26年4月、各自治体に対して、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。市では、これに基づき、厳しい財政状況の中で、将来に負担を残さない健全な財政運営を目指し、持続可能な市政の実現に寄与するために『東大和市公共施設等総合管理計画』を策定します。

2 『東大和市公共施設等総合管理計画』（案）の基本的な考え方

公共施設や道路・下水道などのインフラ施設等に関する現状と将来の見通しを踏まえ、中長期的な視点に基づいた老朽化対策の実施と維持更新に係る財政負担の平準化、将来人口の変化を踏まえた公共施設等に関するサービス内容の見直し等を行うための各種基本方針を記述しています。

3 『東大和市公共施設等総合管理計画』（案）の内容

- (1) 公共施設等総合管理計画について
 - ①公共施設等総合管理計画の意義
 - ②計画期間
 - ③本計画の対象となる公共施設等
- (2) 公共施設等の現況及び将来の見通し
 - ①公共施設等
 - ②人口
 - ③財政の見通し
 - ④将来更新費用の推計
- (3) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
 - ①基本的な考え方

- ②全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
- ③現状と課題に関する基本認識
- ④公共施設等三原則
- ⑤建築系の公共施設に係る基本方針
- ⑥インフラ系の公共施設に係る基本方針
- ⑦公共施設等の適正管理を実現するための実施方針
- (4) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
 - ①建築系の公共施設
 - ②インフラ系の公共施設

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

平成28年9月1日（木）から平成28年9月30日（金）まで（必着）
※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 企画財政部企画課（東大和市役所4階4番窓口）

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先
企画財政部 企画課
- (2) 提出方法
次のいずれかの方法により、提出してください。
 - ・ 書面の持参 企画財政部企画課（東大和市役所4階4番窓口）
 - ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市企画財政部企画課宛て
 - ・ FAX 042-563-5932

・電子メール kikaku@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成28年11月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。